

青森県報

第三千二百二二号

平成二十二年
二月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (水産振興課) …… 一

右 同…………… (下北地域 県民局) …… 一

公 告

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札 (税 務 課) …… 二

肥料登録事項の変更…………… (食の安全・安心推進課) …… 三

肥料の検査結果の概要の公表…………… (同) …… 三

選挙管理委員会…………… (同) …… 三

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事 務 局) …… 四

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 四

政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 五

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表…………… (同) …… 六

告

示

青森県告示第九十二号

漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第一百二十二条第一項の規定によ

る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 名 称	届 出 事 項	期 間	場 所
外ヶ浜	東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田九一番地一 佐々木 昭 治 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八番地三 小川 光 幸 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越二九三番地二 五十嵐 忠 彦	平成二十二年二月二十一日 から 同年三月八日まで	外ヶ浜漁業協同組合

青森県告示第九十三号

漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第一百二十二条第一項の規定により同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 名 称	届 出 事 項	期 間	場 所
佐 井	下北郡佐井村大字佐井字磯谷二三三番地 田 中 勝 年 下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七番地 福 田 栄 一 下北郡佐井村大字長後字長後川目一〇七番地 大石 光明	平成二十二年二月二十一日 から 同年三月八日まで	佐井村漁業協同組合

公 告

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

4 作成予定数量

(一) 自動車税納税通知書（封筒作成、封入封かんあり） 四十二万四千通

(二) 自動車税納税通知書（封入封かんなし） 三万五千通

(三) 自動車税納税通知書兼減免通知書（封筒作成、封入封かんあり） 三千通

(四) 自動車税減額通知書（封筒作成、封入封かんあり） 一万六百通

(五) 自動車税口座振替不能通知書兼督促状（封筒作成、封入封かんあり） 一千通

(六) 自動車税催告書（封筒作成、封入封かんあり） 五万五千四百通

(七) 自動車税徴収引受通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 二万九千三百通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等

級に格付けされた者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有している者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1 128）（旧UC C/EAN 128）（バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードを生成、印字できる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 資格の審査等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める資格を有することについて、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、青森県総務部税務課長へ申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから県の指定する規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS1 128）（旧UCC/EAN 128）（バーコード）を印字したものの 十種類

(二) 県が提供する電子データから県の指定する規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成二十二年三月十日

5 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七二二 一一一一（内線五四二〇）

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟 一階 経理課入札室

2 日時 平成二十二年三月二十五日 午後一時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成二十二年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書ことの金額にそれぞれ百分の五に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、納税通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

4 入札手続の停止等

平成二十二年青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十二年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称	生産業者の住所		変更年月日
				変更前	変更後	
青森県第 三二一八号	肉骨粉	MM, B,	三共理化学工業株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目五七の六	東京都渋谷区代々木一丁目五七の五	平成 三・二〇・一五
青森県第 三一九号	乾血及びその粉末	B, 二, M,	三共理化学工業株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目五七の六	東京都渋谷区代々木一丁目五七の五	"
青森県第 三二〇号	蒸製毛粉	F 一 三	三共理化学工業株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目五七の六	東京都渋谷区代々木一丁目五七の五	"
青森県第 三四三号	肉骨粉	チキンミ	三共理化学工業株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目五七の六	東京都渋谷区代々木一丁目五七の五	"
青森県第 三五五号	蒸製骨粉	豚蒸製骨粉	三共理化学工業株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目五七の六	東京都渋谷区代々木一丁目五七の五	"
青森県第 三五六号	肉骨粉	ポーク& チキンミ	三共理化学工業株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目五七の六	東京都渋谷区代々木一丁目五七の五	"

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年二月二十二日

平成二十一年十月分

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

検査の結果の概要		肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録又は届出番号
分析検査	項目				
保証票調査	指摘事項なし	指定配合肥料	七五混合有機質肥料	片倉チツカリン株式会社 東京都千代田区九段北一丁目一三の五	第二号
その他検査	指摘事項なし	炭酸カルシウム肥料	五三・炭酸カルシウム肥料	八戸炭酸カルシウム工業株式会社 三戸郡階上町大字角柄折字柳平二八の六	第二八号
	指摘事項なし	化成肥料	有機入り燃焼灰ベレット	株式会社農産技研 十和田市大字三本木字並木西一七一の二	第三六二号

(注) 1 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象口全体の肥料を代表しうるように必要袋数(ばらの場合は必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。

TN 窒素全量、TP リン酸全量、TK 加里全量、CMg く溶性苦土、Al アルカリ分

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
幸福実現党十和田後援会	森光 淨	森光 淨	上北郡東北町大字上野字山添四五の二五四	平成三・一・八
幸福実現党弘前後援会	松井 信雄	松井 信雄	黒石市大字牡丹平字福民西五三の二三	三・一・四
幸福実現党八戸後援会	中西 修二	安部 公人	八戸市大字大久保字西ノ平二五の三一三	三・一・四

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐々木誠造浪岡後援会	平成三・三・二五	平成三・一・一五
泉信也青森県陸運関係後援会	三・三・二七	三・一・一八
米田由太郎後援会	三・三・二五	三・一・一八
田中清造後援会	三・三・三〇	三・一・二三
古館剛浩後援会	三・三・三三	三・一・二四
堺孝悦後援会	三・三・三三	三・一・二五
青森県柔道整復師連盟津島雄二後援会	三・二・二九	三・一・二六
佐藤昭郎青森県後援会	三・一・二六	三・一・二六

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所在地	届 出 年月日
新谷 泰造 (むつ市議会議員)	市政を良くする 会	新谷 泰造	むつ市新町一七の 四〇	平成 三・一・一八

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭